

令和3年9月24日
政策推進課

真鶴町過疎地域持続的発展計画（素案）に対するパブリックコメント について

真鶴町は平成29年4月1日に過疎地域として神奈川県内で初めて指定されたことを受け、「真鶴町過疎地域自立促進計画」を策定し、人口減少の抑制や地域の活性化に努めてきました。

こうした中、令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、真鶴町は引き続き過疎地域に指定されました。

引き続き過疎地域に指定されたため、真鶴町では令和8年3月31日までの5年間を計画期間とする「真鶴町過疎地域持続的発展計画」を策定しています。この計画では、令和3年3月に策定した「第5次真鶴町総合計画」と「第2期真鶴町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」との整合を図りながら、過疎地域からの脱却を目指します。

今回、その素案ができましたので、皆様のご意見をお寄せください。

◇過疎地域持続的発展計画（素案）の閲覧方法

募集開始日から真鶴町役場2階政策推進課、町民センター、真鶴地域情報センター、町ホームページで閲覧できます。

※役場以外の公共施設については緊急事態宣言解除後に設置予定

◇募集期間

9月27日(月)から10月22日(金)まで

◇提出方法

町ホームページ入力フォーム（e-kanagawa 電子申請）から提出、記入用紙による郵送、ファクシミリまたは役場窓口での提出

お問い合わせ先
政策推進課長 小清水 一仁 電話：0465-68-1131 内線 310